

平成二十八年法律第十二号

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する國の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦(昭和十二年七月七日以後における事変を含む。以下同じ。)により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者(今次の大戦の結果、昭和二十年九月二日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したもの)を含む。以下同じ。)の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者

第三条 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。

第四条 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たっては、平成二十八年度から令和十一年度までの間(第五条第一項において「集中実施期間」という。)を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

第五条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たっては、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長との連携協力を図るものとする。

(財政上の措置等)

第六条 第二条の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集等の推進)
第七条 国は、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集、整理及び分析を推進するため、国内外の施設等において保管されている関係する文献の調査その他の情報の収集を行うために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係国との理解と協力)

第八条 国は、本邦以外の地域における戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集及び戦没者の遺骨収集の円滑な実施を図るため、関係国との政府等と協議等を行い、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(戦没者の遺骨収集の計画的かつ効果的な実施)

第九条 国は、今次の大戦において戦闘が行われた地域その他戦没者の遺骨収集が行われるべき地域について、その地域の状況に応じ、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するものとする。

(鑑定等に関する体制の整備等)

第十条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる認めたものを、その申請により、全国を通じて一箇に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(報告及び立入検査)

第十二条 指定法人は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び收支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務

若しくは財産に關し報告若しくは資料の提出を

決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなけれ

ばならない。

(報告及び立入検査)

第十四条 厚生労働大臣は、指定法人の業務の運営又は財産の状況に關し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第十七条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對して同項の刑を科する。

(附則)

第十八条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年六月一六日法律第五五号)

(施行期日)

第十九条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二十条 この法律による改正後の戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の規定については、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。